

# つくば市学校再開ガイドライン

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成し、市内の感染状況により、改定・追加を行う場合があります。

## ○教職員用

- 毎朝自宅で検温し体調確認を行い、結果を管理職に報告する。
- 状況に応じてマスクを着用し手洗いを励行するなど、感染防止に最大限の注意を払い、次に示す児童生徒への指導に当たる。
- 授業の性質上、顔の表情や口の動きを見せるために、マスクを着用せずフェイスシールドやマウスシールドを使用する場合は、十分な身体的距離をとるようにする。

## ＜登下校・始業前＞

- 登下校時は、1メートル以上の距離を確保し、会話を控えることによりマスクを着用しなくてもよいものとする。ただし、マスクの着用を妨げるものではない。その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をするように指導する。
- 登下校前に、熱中症対策のため、水筒に十分な水を補充させる。また、登下校中でも、安全に気をつけながら、こまめに水分補給を行うように指導する。
- スクールバスで登下校する際は、マスクを必ず着用させ、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、会話を控えさせる。また、定期的に窓を開け換気を行う。運行前には、ドアノブ等の消毒を行う。
- 登校の際、昇降口で児童生徒は手指の消毒を行わせる。また、マスクの持参を確認し、持参していない場合は学校にある予備のマスクを提供する。  
※消毒液等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと。
- 医療相談アプリ「LEBER」のデータ、または、児童生徒が持参した「健康観察表」を確認し、症状にチェックがあった場合は、指定した教員が別室Aに誘導し、

検温及び健康観察等を行う。なお、「健康観察表」を持参しなかった児童生徒についても別室Bにて同様の対応をする。

- 登下校時には、昇降口に密集しないよう、1メートルを目安に空けるよう誘導するなど、各校の実情に合わせて対応する。
- コロナウイルス感染に対する不安があり登校しない、また、出席停止措置により自宅待機中の児童生徒に対しては、電話やメール、ポスティング等で確実に連絡を取り合う。

※出席停止の扱いになる場合

- ・児童生徒等の感染が判明した場合
- ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間）
- ・登校前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
- ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合
- ・保護者から、感染を心配して休ませたいとの申出があり、合理的な理由が認められる場合

## ＜学校生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いをさせるようにする。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗わせる。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はさせないようにする。
  - ① 外から教室に入るとき
  - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
  - ③ 給食の前後
  - ④ そうじの後
  - ⑤ トイレの後
  - ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと。

- 通常の清掃については、教職員の指導の下、発達段階に応じて児童生徒が清掃や消毒活動を行うことができるものとする。その際には、換気のよい状況で感染防止対策を取った上で行う。また、清掃終了後は必ず手洗いを行わせる。
- 大勢がよく手を触れる場所等（電気のスイッチ、蛇口、ドアノブ、手すり）に

ついて1日1回以上消毒を行う。

※文部科学省の最新の衛生管理マニュアルでは、机、椅子の特別な消毒は求められなくなったことから、状況に応じて清掃や特別な消毒を行うこととする。

※トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲内で清掃し、状況に応じて、特別な消毒を行うこととする。

- 換気のため、各教室において対角線上の窓を開ける。エアコン使用時やストップ使用時にも換気に留意する。換気をする場合は、窓を開ける幅は10~20cm程度を目安とするが、上部の小窓や廊下側の窓・欄間を全開にするなどして空気が流れるよう工夫してもよい。
- 常時換気が難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を同時に全開にする（対角線上の窓を開けることが効果的）。
- 換気による体感の個人差については、服装で柔軟に対応できるよう配慮する。
- 身体的距離が十分とれないときには、原則マスクを着用させる。  
ただし、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させ、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時などは、マスクを外させる。その際には、換気や児童生徒間の距離の確保などを配慮する。  
※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう普段から指導を行う。
- 休み時間には水分を補給させるとともに、熱中症の対策も十分に行う。
- 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控えるようにさせる。
- 外で遊ぶときは、マスクの着用は必ずしも必要ないが、人と十分な距離を保つようにする。また、外したマスクは、専用の袋等に入れて保管させる。
- 児童生徒の体調が悪くなったときは、別室（保健室以外）で休養させ、速やかに保護者に連絡する。

## ＜授業・各教科等＞

- 授業時は3密をさけるようにし、指導計画の見直しや学習形態の工夫を行う。感染の可能性が高い学習活動は、茨城県コロナNextの対策Stageが「Stage4」の場合は見合わせる。「Stage3」及び「Stage2」の場合は、回数や時間、

内容を検討して実施できるものとする。実施する場合も、感染症対策を十分に行った上で実施する。

- ＜例＞
- ・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触する活動
    - ・調理実習
    - ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
    - ・合同授業や集会形式の授業形態

- 教室内の机・椅子の配置は、1メートルを目安に空けるとともに、できるだけ重なり合わないようにする。
- 教室内においては、教師と最前列の児童生徒との間隔を1メートルを目安に空けさせる。
- 近距離での会話や、大声を出すことは控えさせる。
- できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせ、使用後には器具等を消毒する。
- 当面の間、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、体育館等のドアや窓などを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などの感染拡大防止のための措置を講じる。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために児童生徒の間隔を十分に確保する。また、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時には医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
- 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する。ただし、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。

## ＜給食＞

### （1）配膳時について

- 給食当番や配膳をする教職員は、「給食当番チェック表」を使用して給食当番が可能か体調を点検し、記録する。

- 衛生的な服装を徹底する。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用させる。
- 児童生徒等全員が食事の前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底させる。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はさせない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとるなど、学校の状況に応じた配慮を行う。
- おかずや汁物は、なるべく教職員が盛り付けを行う。
- なるべく食べきれる量を配膳し、一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士の給食の交換はさせない。
- 盛り付けの際は、複数の人が同じトングを使うことは避ける。
- おかわりの配膳は、教職員が行う。

### （2）会食時について

- 会食は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔は1メートルを目安に離し、飛沫を防ぐため、会話を控えさせるなどの対応を行う。食事のあいさつの時もマスクを着用させる。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳工チケットを徹底させる。また、外したマスクは、専用の袋等に保管させる。
- 教室以外の場所も利用し、食事場所を分散させる等の工夫をする。

### （3）後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。（グループで分担しない。）
- 牛乳パッククリサイクルは、当面の間、見合わせる。牛乳パックは、ごみ袋に入れ給食センターに返却する。

## ＜部活動＞

- 顧問の監督のもと、部活動が新しい生活様式に見合った活動となるよう部員同士がアイデアを出し合い、短時間で効率的な活動となるよう工夫する。
- 3密防止の環境をつくり、当面の間は身体接触を避けた練習計画のもと実施する。
- 開始前後の手洗い等感染症予防対策を実施し、ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声は控えさせる。
- 活動自粛に伴う運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、段階的に活動時間を増やしたり、運動強度を高めたりしていく。特に、新入生の活動参加については、活動内容に十分に配慮する。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の利用を徹底する。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数とする。
- 対外試合等については、地域の感染状況等を踏まえ、実施の必要性を学校として判断する。茨城県コロナ Next の対策 Stage が「Stage4」の場合は対外試合を見合わせる。「Stage3」及び「Stage2」の場合は、必要性を検討して実施できるものとする。ただし、児童生徒が不参加の意思を示した場合はそれを尊重する。  
※他県との交流先については、感染者の多い地域や県から移動制限が出ている地域を除外する。また、借り上げバスでの移動は、スクールバスでの対応策と同じとする。
- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに生徒間で不必要に使い回しをさせない。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて行う。

- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給させるとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。休憩中に会話する場合は、マスクを着用する。
- 児童生徒の活動を注視し、体調の変化等が見られた場合には別室で休ませる等の対応をとる。

## ＜学校で感染者が発生した場合の臨時休校等について＞

- 児童生徒もしくは教職員の感染が確認された場合は、校内の消毒や保健所による濃厚接触者の範囲の特定のため、必要に応じて数日間の臨時休校や学級閉鎖を行う。その後、濃厚接触者がいない学年や学級を再開する。濃厚接触者については、14日程度の出席停止とする。その間は、ICTを活用した遠隔授業等を行い適切な学習と生活の支援を行う。

※保健所が校内に濃厚接触者がいないと判断した場合は、消毒を行い、臨時休校や学級閉鎖は基本的に実施しない。

### 参考

児童生徒もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準

[https://www.city.tsukuba.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project\\_page\\_001/012/295/hankjun.pdf](https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/projects/default_project_page_001/012/295/hankjun.pdf)



## ＜心のケアについて＞

- 感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることへの不安、制限された生活へのストレス等について、普段からの観察やアンケート調査、個人面談等による児童生徒の心の変化の把握に努め、心配される児童生徒には、担任や養護教諭による相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行う。
- 特に、受験への不安を抱えている児童生徒への支援に留意する。
- 長期休業明けに自殺者が増える傾向があることを踏まえ、保護者に対して家庭における見守りの協力を依頼するとともに、児童生徒の変化には、担任が一人で抱え込むことなく、気付いたことを共有し、組織での対応を徹底する。

- 感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族や外国籍児童生徒への差別や偏見、いじめ等は絶対に許さないとの指導を徹底する。
- 児童生徒の悩みやストレスを広く受け止めることができるよう、「子どもホットライン」や「いばらき子ども SNS 相談 2020」など相談窓口の周知を図る。

## ○保護者・児童生徒用

### ＜登下校・始業前＞

- 毎朝、自宅で検温し、健康チェック「医療相談アプリ LEBER」に入力、または、「健康観察表」に記入、学校に持参する。
- 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は自宅で休養する。
- 同居の家族が濃厚接触者として PCR 検査を受けた場合や発熱等の風邪の症状が見られる場合には、家族の状況を学校に伝える。児童生徒は自宅での経過観察とする。

※出席停止の扱いになる場合

- 児童生徒等の感染が判明した場合
- 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間）
- 登校前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
- 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- 海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合
- 保護者から、感染を心配して休ませたいとの申出があり、合理的理由が認められる場合

- 水分をこまめに補給するための水筒を持参する。
- 登下校時は、1メートル以上の距離を確保し、会話を控えることによりマスクを着用しなくてもよいものとする。ただし、マスクの着用を妨げるものではない。その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をする。
- 外したマスクを入れるための布や袋を持参する。また、登下校中でも、安全に

気をつけながら、こまめに水分補給を行う。

- 登校の際、昇降口周辺で手指の消毒を行う。
- 換気による気温の体感変化については、各自が判断し服装で調整する。

## ＜学校生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いを行う。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗う。  
また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。
  - ① 外から教室に入るとき
  - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
  - ③ 給食の前後
  - ④ そうじの後
  - ⑤ トイレの後
  - ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある場合には、必ずしも使用しなくてよい。
- 身体的距離が十分とれないときは、原則マスクを着用する。  
外で遊ぶときは、マスクの着用は必ずしも必要ないが、一定の距離を保つようとする。また、外したマスクは、専用の袋等に入れて保管する。  
※自分が暑さで息苦しいと感じた時は、教職員の指示を待つことなくマスクを外したりするなど、自身の判断で行動してもよい。その際には、せきエチケットを行い、周囲への配慮に努める。
- 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控える。

## ＜授業・各教科等＞

- 近距離での会話や、大声を出すことは控える。
- 児童生徒同士の、教材教具の貸し借りはしない。
- みんなで使う器具や用具の使用前後に、手洗いを行う。

- 体育の授業では、マスクを着用しなくてもよい。マスクを着用する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。

## <給食>

### (1) 配膳時について

- 衛生的な服装をする。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用する。
- 食事の前後に、必ず流水と石けんでの手洗いをする。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はしない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとる。
- 一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士で食品を交換したりしない。

### (2) 会食時について

- 会食中は、飛沫を防ぐため、会話を控える。食事のあいさつの時もマスクを着用する。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳工チケットに努める。また、外したマスクは専用の袋等に保管する。

### (3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。（グループで分担しない）
- 牛乳パックはごみ袋に入れ、給食センターに返却する。

## <部活動>

- 顧問の監督のもと、部活動が新しい生活様式に見合った活動となるよう部員同士がアイデアを出し合い、短時間で効率的な活動となるよう工夫する。
- 3密防止の環境をつくり、身体接触を避けた練習計画のもと実施する。
- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いを行う。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数で活動する。
- ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声を控える。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて実施する。
- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給するとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。休憩中に会話する場合は、マスクを着用する。
- 体調が悪くなった場合は、速やかに顧問に伝え、無理をしない。

## <心配事や不安があるときには>

- 感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることの不安、制限された生活へのストレス等があったら、気軽に担任や養護教諭に話してみる。必要があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談し、一人で抱え込まないようにする。
- 感染者や濃厚接触者、医療従事者、外国籍の人等への差別を決してない。差別や偏見、いじめをみかけたら、先生に相談する。
- 学校で悩みや不安を相談できない時には、「子どもホットライン」や「いばらき子どもSNS相談2020」などの相談窓口に連絡する。

参考

茨城県の主な相談機関

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/soudan/kikan1.html>



以上

2020. 6. 1 策定

2020. 7.14 改訂

2020. 8.20 改訂

2021. 1. 6 改訂